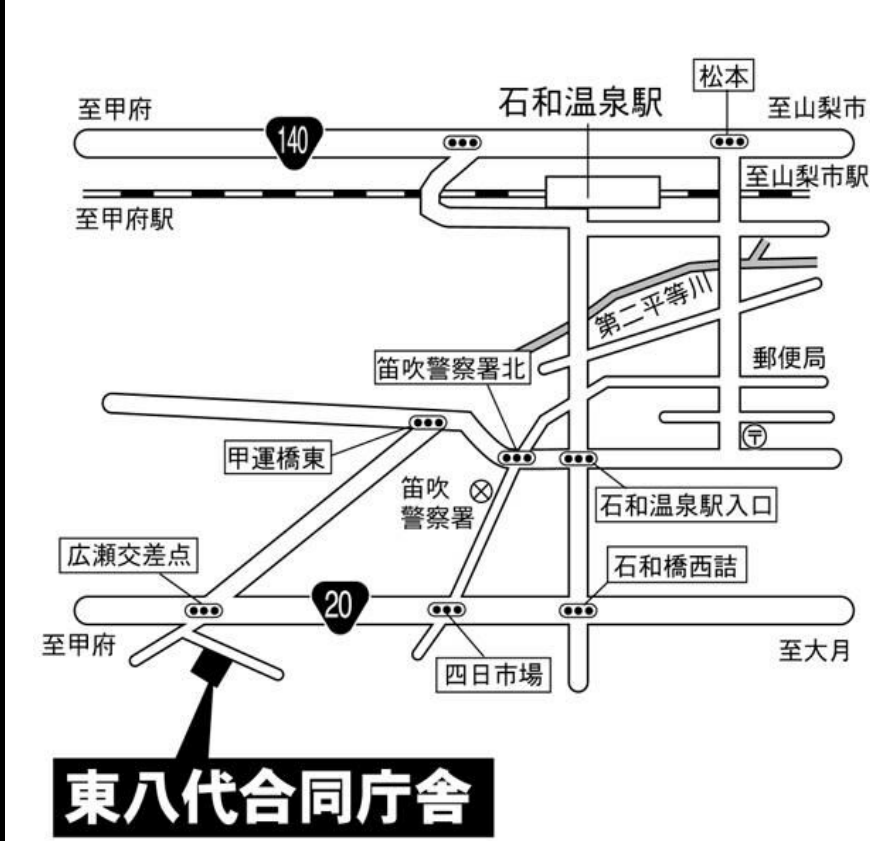


山 梨 県 合 同 不 動 産 公 売 (山梨県総合県税事務所、富士河口湖町、富士吉田市、都留市)		
公売日	令和7年9月9日(火)	
公売保証金納付	午後1時00分～午後1時45分	
入札時間	午後1時30分～午後2時00分	
開札	令和7年9月9日(火)午後2時01分	
売却決定	令和7年9月30日(火)午前10時00分	
売却決定の場所	売却区分番号1 富士河口湖町税務課 売却区分番号2～3 富士吉田市収税課 売却区分番号4 都留市税務課収納対策室 売却区分番号5 山梨県総合県税事務所	
代金納付期限	令和7年9月30日(火)午後3時00分	
公売会場	東八代合同庁舎 大会議室(3F)	
所在地	山梨県笛吹市石和町広瀬785	
交通	JR中央本線石和温泉駅より徒歩約35分	

《公売会場》



【入札について】

- この公売は、山梨県総合県税事務所、富士河口湖町、富士吉田市、都留市(以下「公売実施機関」という。)が、保有する公売物件を、公売実施機関の定める手続きに従い、上記公売会場で行うものです。
- 公売の手続等については、「合同不動産公売案内」をご覧ください。
- 「合同不動産公売案内」、「公売公告兼見積価額公告(写)」及び「公売財産明細ファイル」は、公売実施機関の公売事務を担当する部署(以下「公売担当部署」という。)及び山梨県総合県税事務所に備え付けてありますのでご覧ください。
また、各公売実施機関のホームページでも、明細の一部を案内しております。
- 入札に際しては、あらかじめ公売財産の現況等を確認し、関係公簿を閲覧したうえで入札してください。
なお、土地の境界については、隣接土地所有者と協議してください。
- この公売は国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。
- 公売実施機関は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- 買受人が公売財産にかかる買受代金を全額納付したときに、買受人に危険負担が移転します。
(ただし農地は、農業委員会等の許可又は届出の受理があった時)
- 入札日には次のものが必要となりますので、持参してください。
(1) 公売保証金：現金または銀行振り出し小切手(各公売実施機関が定めるもの)。釣り銭のいらないようにしてください。
(2) 印鑑：個人の場合は認印、法人の場合は代表者印、代理人が入札する場合は代理人の認印
(3) 収入印紙：営利法人又は個人の不動産業を営む方が入札される場合は、公売保証金返還時に200円の収入印紙が必要となります。(公売保証金が50,000円未満の場合は不要)
(4) 陳述書：暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。詳細は、各公売担当部署にお問い合わせください。
(5) 委任状：代理人が入札する場合は委任状が必要です。
(6) 共同入札者持分内訳書：共同入札の場合のみ必要です。
(7) 買受適格証明書：農地に入札する場合のみ必要です。
- 公売公告後、公売を中止する場合がありますので、入札の際に再度各公売実施機関に確認してください。
- ご不明な点は、各公売物件の公売担当部署までお問い合わせください。

売却区分番号1		売却区分番号2		売却区分番号3		売却区分番号4		売却区分番号5	
土地 南都留郡富士河口湖町大嵐字栃久保		土地 富士吉田市上暮地字姫居地		土地 富士吉田市上暮地字姫居地		建物 都留市つる一丁目		土地・建物 北杜市須玉町藤田字家下	
見積価額31万円 公売保証金4万円		見積価額23万6千円 公売保証金3万円		見積価額74万6千円 公売保証金8万円		見積価額 28万円 公売保証金 3万円		見積価額 37万1千円 公売保証金 4万円	
●所在地／南都留郡富士河口湖町大嵐字栃久保400番 ●交通／富士急行線「河口湖」駅から西方約4.2km 富士急行バス「大嵐」バス停から北方約300m ●土地面積／636㎡ ●地目／畑 ●対象物件の土地は、西側が幅員約4mの舗装町道0171号線に概ね等高に接面し、北側及び南側はそれぞれ水路に面する。県道と接する間口は約29m、最大奥行は約27mのほぼ台形地で地形は平坦である。 ●境界について、隣地土地所有者と協議すること。 ●主要な公法上の規制等は、次のとおりである。 ・都市計画区域：非線引き都市計画区域 ・用途地域：指定なし ・建ぺい率：70％以下 ・容積率：200％以下 ・開発事業：土地開発行為等の適正化に関する条例(都市計画法第29条) ・地区計画：無 ・都市計画道路の計画の有無：無 ・国土計画法利用法：5,000㎡以上の土地売買届出必要 ・土砂災害防止法：土砂災害警戒区域に該当 ・自然公園法：富士箱根伊豆国立公園(普通地域) 高さ13m又は延べ面積1000㎡を超える工作物の新築等には規制があります。詳しいことは山梨県へ問い合わせてください。 ・埋蔵文化財包蔵地は該当 ・埋蔵文化財等の名称(南開土遺跡(古墳時代)) ・供給処理施設 上水道：給水区域 町道0171号線に水道本管が埋設 下水道：使用可能 公共下水道 ●土地の現況は農地(休耕地)である。転用許可の申請無し。 非農地に該当しないため、現況回復命令を発する見込み無し。 農業振興地域整備法の規制地域について適用されない。 対象地の占有(私用)状況について、対象地の所有者に令和6年6月27日、文書で照会したが、令和7年5月22日現在回答はない。 公売においての農地法その他の諸法令により、公売時に買受適格証明書の必要性がある。 又、許可等の必要性もある。許可の内容は農地法第3条又は第5条による申請が必要 ●敷地内の留意事項について 北西端に富士河口湖町の消火栓、ホース格納箱、ゴミステーションが存在する。これらは、富士河口湖町へ撤去・移転等を申請された場合、無償で対応可能。また、対象不動産及び隣接地382番1とその間の水路の上に火の見櫓が設置されており、対象不動産には、火の見櫓の脚部の一部及び上空には半鐘等が存在する。当該火の見櫓は公売後も撤去されることはない。 東側の隣接地399番との境界は杭が不明であり、399番上の倉庫が境界付近にあり、屋根が若干越境している可能性がある。 対象地には10年前まではJクレーンの簡易事務所があり、事務所撤去後も農地としての利用はないことから、農地として利用する場合は、耕耘が必要である。 固定資産税の課税について、登記地目は畑であるが、現況地目は雑種地(宅地比率60％)となっているため、雑種地の基準に基づき課税される。		●所在地／富士吉田市上暮地字姫居地4927番1 ●交通／富士急行線「寿」駅から約1.6km ●土地面積／172㎡ ●地目／田 ●(利用状況) 現地実査時点では雑草が生い茂る不耕作地。 ●(接面道路および隣接地との高低) 無道路地。 なお、北西側に一般県道富士吉田西桂都留線(幅員約11.5m)を新設中であるが、当該県道とは高低差(対象不動産が約2m～3m低い)があり、フェンスもあることから出入りはできない。 また、南西側に幅員約4.0m舗装道路(県が所有)があるが、対象不動産とは高低差(対象不動産が約3m低い)があり、フェンスもあることから出入りはできない。 無道路地のため系統連続性は劣る。隣接地との間に利用の支障となるような高低差はない。 ●(間口と奥行、地形等) 間口 北西側辺が約16m。 奥行 約11m(地積を間口で除した)。 形状 ほぼ台形地。 接面道路 無道路地(一般県道富士吉田西桂都留線は供用開始となっていないこと、対象不動産とは出入りができないこと、県が所有する南西側道路とも出入りができないことから角地とはみなさない)。 ●(地勢、地質、地盤) 地勢 ほぼ平坦。 地質 普通。 地盤 普通。 ●(供給処理施設の状況) 電気 東京電力株式会社 可。 上水道 地域としてなし。 下水道 地域としてなし。 都市ガス 地域としてなし。 ●(主な公法上の規制) 非線引都市計画区域。 用途無指定。 指定建ぺい率70%、指定容積率200%。 防火・準防火地域の指定なし。 ●(埋蔵文化財) 富士吉田市教育委員会に確認したところ、対象不動産は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないとのことであった。 ●(土壌汚染) 対象不動産については、専門機関による土壌汚染状況調査等がなされていないため、土壌汚染の有無については不明である。厳密に土壌汚染の有無を判定するためには、別途、専門機関による土壌汚染状況調査等を実施することが必要である。 ●(地下埋設物の存在) 現地実査調査の際の外観からは基礎杭の頭やコンクリート基礎の露頭部分は認められない。対象不動産の地中にかつて大規模建築物を支えていたコンクリート基礎等が残存する可能性は低い。 ●(その他の主な規制等) 「農業振興地域の整備に関する法律」に定める「農業振興地域」の「農用地区域」の指定を受けている。 「富士吉田市土砂災害・洪水ハザードマップ」によると、一級河川桂川の家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)に該当している可能性がある。 「富士吉田市景観計画」「富士吉田市景観条例」が制定されている。一定規模を超える建築物や工作物の新築等、開発行為あるいは屋外における物品の集積等については、市への届け出が必要となる。		●所在地／富士吉田市上暮地字姫居地4927番4、4928番1 ●交通／富士急行線「寿」駅から約1.6km ●土地面積／199㎡、292㎡ ●地目／田 ●(利用状況) 現地実査時点では雑草が生い茂る不耕作地。 ●(接面道路および隣接地との高低) 北西側幅員約4.3m舗装農道(姫居地農道1号線、幅約75cmの有蓋・無蓋水路を含む)。 なお、南東側に一般県道富士吉田西桂都留線(幅員約11.05m)を新設中であるが、当該県道とは高低差(対象不動産が約2m～3m低い)があり、フェンスもあることから出入りはできない。 また、南西側に幅員約4.0m舗装道路(県が所有)があるが、対象不動産とは高低差(対象不動産が最大約3m低い)があり、一部フェンスもあることから出入り可能な部分は限られる。 系統連続性は普通。隣接地との間に利用の支障となるような高低差はない。 ●(間口と奥行、地形等) 4927番4 間口 約17m。 奥行 約12m(地積を間口で除した)。 形状 ほぼ台形地。 接面道路 中間面地(一般県道富士吉田西桂都留線は供用開始となっていないこと、対象不動産とは出入りができないことから二方路地とはみなさない)。 4928番1 間口 約14m。 奥行 約21m(地積を間口で除した)。 形状 ほぼ長方形地。 接面道路 中間面地(一般県道富士吉田西桂都留線は供用開始となっていないこと、対象不動産とは出入りができないこと、県が所有する南西側道路とも出入り可能な部分は限られることから 角地とはみなさない)。 ●(地勢、地質、地盤) 地勢 ほぼ平坦。 地質 普通。 地盤 普通。 ●(供給処理施設の状況) 電気 東京電力株式会社 可。 上水道 地域としてなし。 下水道 地域としてなし。 都市ガス 地域としてなし。 ●(主な公法上の規制) 非線引都市計画区域。 用途無指定。 指定建ぺい率 70%、指定容積率 200%。 防火・準防火地域の指定なし。 ●(埋蔵文化財) 富士吉田市教育委員会に確認したところ、対象不動産は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないとのことであった。 ●(土壌汚染) 対象不動産については、専門機関による土壌汚染状況調査等がなされていないため、土壌汚染の有無については不明である。厳密に土壌汚染の有無を判定するためには、別途、専門機関による土壌汚染状況調査等を実施することが必要である。 ●(地下埋設物の存在) 現地実査調査の際の外観からは基礎杭の頭やコンクリート基礎の露頭部分は認められない。対象不動産の地中にかつて大規模建築物を支えていたコンクリート基礎等が残存する可能性は低い。 ●(その他の主な規制等) 「農業振興地域の整備に関する法律」に定める「農業振興地域」の「農用地区域」の指定を受けている。 「富士吉田市土砂災害・洪水ハザードマップ」によると、一級河川桂川の家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)に該当している可能性がある。 「富士吉田市景観計画」「富士吉田市景観条例」が制定されている。一定規模を超える建築物や工作物の新築等、開発行為あるいは屋外における物品の集積等については、市への届け出が必要となる。		●所在地／山梨県都留市つる一丁目1454番10 ●交通／富士急行線「都留市」駅北方約0.3km ●建物種類／居宅 ●建物構造／木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 ●床面積／1階 51.34㎡ 2階 26.49㎡ ●対象物件は、県道40号線の背後にあって、小規模な一般住宅地域である。 ●対象物件がある地域は、非線引都市計画区域 第1種住居地域(指定建ぺい率60%、指定容積率200%)、特別工業地区である。また、すぐ北側エリアが「徳重遺跡(縄文時代、散布地)」に指定されている。 ●底地の名義は別人であり、建物のみ公売となる。 ●本物件は、所有者の親族が住んでいた当時のまま数年間放置されており、内部には所有者不明の動産類が多数放置されている。 ●執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負わない。 ●対象物件上に存する動産類は公売対象外である。 ●消費税及び地方消費税については、建物部分は課税財産である。 ●都留市は本物件のカギについて所有していない。		●所在地／北杜市須玉町藤田字家下1388番1 ●交通／中央自動車道「須玉」ICから北東方約1.4km 山梨交通バス「浅尾新田中」バス停から西方約650m ●土地面積／221.18㎡ ●地目／宅地 ●建物種類／居宅 ●建物構造／木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 ●床面積／69.14㎡ ●附属建物種類／物置 ●附属建物構造／木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 ●附属建物床面積／12.42㎡ ●都市計画区域／都市計画区域外 ●北杜市まちづくり条例の田園集落地域に該当。 ●建ぺい率／50％以下 ●容積率／100％以下 ●建築物の高さ／13m以下 ●壁面位置／2m以上 ●緑化率／20％以上 ●最低敷地面積／500㎡以上 ●北杜市景観条例の田園集落景観形成地域に該当。建築物や工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、土地の形質の変更、鉦物の掘採又は土石の類の採取、屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積、木竹の伐採について、届出が必要となることがある。 ●上水道／なし ●下水道／なし ●埋蔵文化財包蔵地／非該当 ●混在財産(インボイスは交付しない) ●対象物件は、南西側と南東側で幅員約2.5mの農道(一定要件農道2057線)とほぼ等高に接面しており、入口の間口は約8.0m、台形の概ね平坦な土地である。 ●境界については、隣接土地所有者と協議すること。 ●対象物件内の内部については調査していない。対象物件に動産等がある場合は、公売対象外である。 ●対象物件内の動産類の処理及び対象物件の使用・占有状況について、現所有者に文書で照会したが、令和7年8月8日現在回答はない。 ●建物の鍵について、山梨県では受け取っていない。 ●公売対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。	
問い合わせ先 富士河口湖町税務課 Tel. 0555-72-1113		問い合わせ先 富士吉田市収税課 Tel. 0555-22-1111		問い合わせ先 都留市税務課収納対策室 Tel. 0554-46-5066		問い合わせ先 山梨県総合県税事務所 Tel. 055-261-9120			